

議案第 4 3 号

山陽小野田市厚狭地区複合施設条例の制定について
山陽小野田市厚狭地区複合施設条例を次のように定める。

平成 2 7 年 2 月 2 0 日 提出

山陽小野田市長 白 井 博 文

山陽小野田市厚狭地区複合施設条例

(設置)

第 1 条 地域住民の利便性の向上に資するとともに、市民の交流を促進し、生涯学習及び文化の振興並びに健康の増進を図るため、山陽小野田市厚狭地区複合施設（以下「複合施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 複合施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
山陽小野田市厚狭地区複合施設	山陽小野田市大字鴨庄 9 4 番地

(施設の構成)

第 3 条 複合施設は、次に掲げる施設をもって構成する。

- (1) 山陽小野田市総合事務所設置条例（平成 1 7 年山陽小野田市条例第 2 7 号）で定める山陽総合事務所
- (2) 山陽小野田市保健施設条例（平成 1 7 年山陽小野田市条例第 1 2 6 号）で定める山陽小野田市保健センター
- (3) 山陽小野田市立図書館条例（平成 1 7 年山陽小野田市条例第 1 8 2 号）で定める山陽小野田市立厚狭図書館
- (4) 山陽小野田市公民館条例（平成 1 7 年山陽小野田市条例第 1 8 3 号）で定める山陽小野田市厚狭公民館
- (5) 別表第 1 に掲げるコミュニティ施設（以下「コミュニティ施設」という。）

2 前項第1号から第4号までに掲げる施設の設置及び管理に関し必要な事項は、別に定める。

(職員)

第4条 複合施設に施設長その他必要な職員を置く。

2 施設長は、前条第1項に規定する施設の相互間の調整を行うとともに、複合施設を効果的に運営するものとする。

(使用許可)

第5条 コミュニティ施設を使用する者は、あらかじめ市長に申請し、その許可(以下「使用許可」という。)を受けなければならない。使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)が、使用許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、管理運営上必要があると認めるときは、使用許可に条件を付し、又は必要な指示をすることができる。

3 市長は、第1項の規定による申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用許可をしない。

(1) 公の秩序又は風紀を乱すおそれがあると認めるとき。

(2) 建物又は附属設備を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。

(3) 管理運営上支障があると認めるとき。

(4) 山陽小野田市暴力団排除条例(平成23年山陽小野田市条例第18号)

第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員であるとき。

(5) 前各号に定めるもののほか、市長が不相当と認めるとき。

(使用料)

第6条 使用者は、使用許可を受ける際、別表第2の規定により算出して得た額を使用料として納付しなければならない。ただし、使用時間の変更等により使用料に不足が生じた場合は、使用后これを納付しなければならない。

2 市長は、公用又は公益のためコミュニティ施設を使用するとき、その他特別の理由があると認めるときは、使用料を後納させ、又は減免することができる。

3 前2項の使用料の算定金額に10円未満の端数があるときは、その金額を

切り捨てる。

(使用料の不還付)

第7条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その使用料の全部又は一部を還付することができる。

(特別の設備等)

第8条 使用者は、コミュニティ施設に特別の設備をし、又は備付けの器具以外の器具を使用するときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、管理運営上必要があると認めるときは、使用者の負担においてコミュニティ施設に特別の設備をさせ、又は設備の変更を命ずることができる。

(目的以外の使用等の禁止)

第9条 使用者は、使用許可を受けた目的以外にコミュニティ施設を使用し、又はその使用の権利を他に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

第10条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、又は使用を停止させることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 第5条第2項の規定により付された使用許可の条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により使用許可を受けたとき。
- (4) 前3号に定めるもののほか、市長が不相当と認めるとき。

2 前項の規定による使用許可の取消し又は使用の停止により、使用者が損害を受けることがあっても、市はその責めを負わない。

(原状回復の義務)

第11条 使用者は、その使用を終えたとき、又は前条第1項の規定により使用許可を取り消され、若しくはその使用を停止されたときは、直ちに原状に回復し、市長に引き渡さなければならない。

2 使用者が前項の規定による義務を履行しないときは、市長が代わって執行し、その費用を使用者から徴収することができる。

(損害賠償の義務)

第12条 使用者は、その使用により建物又は附属設備を損傷し、又は滅失したときは、これに相当する額を賠償しなければならない。

(職員の指示)

第13条 使用者は、コミュニティ施設の使用について、職員の指示に従わなければならない。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(準備行為)

2 この条例を施行するため必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(山陽小野田市立図書館条例の一部改正)

3 山陽小野田市立図書館条例の一部を次のように改正する。

第2条の表山陽小野田市立厚狭図書館の項位置の欄を次のように改める。

山陽小野田市大字鴨庄94番地

(山陽小野田市公民館条例の一部改正)

4 山陽小野田市公民館条例の一部を次のように改正する。

第2条の表山陽小野田市厚狭公民館の項位置の欄を次のように改める。

山陽小野田市大字鴨庄94番地

別表厚狭公民館の部を次のように改める。

厚狭公民館	山陽小野田市厚狭地区複合施設条例（平成27年山陽小野田市条例第 号）で定める額
-------	---

(経過措置)

5 前項の規定による改正後の山陽小野田市公民館条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

別表第1（第3条関係）

コミュニティ施設

本館棟	第1研修室A、第1研修室B、第1研修室C、第2研修室A、第2研修室B、団体企画室及び和室
体育館棟	アリーナ、ステージ、調理実習室及び会議室

別表第2（第6条関係）

コミュニティ施設使用料表

(1) 本館棟

区分	使用料（1時間当たり）	
第1研修室A	240円	
第1研修室B	240円	
第1研修室C	240円	
第2研修室A	240円	
第2研修室B	310円	
団体企画室	80円	
和室	170円	
冷暖房を使用した場合は、次の使用料を加算して徴収する。		
区分	使用料（1時間当たり）	
	冷房	暖房
第1研修室A	270円	160円
第1研修室B	270円	160円
第1研修室C	270円	160円
第2研修室A	270円	160円
第2研修室B	270円	160円
団体企画室	160円	100円
和室	160円	100円

(2) 体育館棟

区分		使用料（1時間当たり）	
アリーナ	1 / 3面	100円	
	半面	150円	
	2 / 3面	200円	
	全面	300円	
ステージ		20円	
調理実習室		240円	
会議室		240円	
冷暖房を使用した場合は、次の使用料を加算して徴収する。			
区分		使用料（1時間当たり）	
		冷房	暖房
調理実習室		270円	160円
会議室		270円	160円
器具を使用した場合は、次の使用料を加算して徴収する。			
区分	品名	単位	金額（1回につき）
器具	ピアノ	1台	2,160円
	バレーボール	1式	430円
	バドミントン	1式	100円
	卓球	1式	100円

備考 使用時間に1時間未満の端数が生じたときは、1時間に切り上げて徴収する。

議案第43号参考資料

山陽小野田市立図書館条例新旧対照表（附則第3項関係）

改正後	改正前												
<p>(名称、位置)</p> <p>第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="235 497 1102 778"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山陽小野田市立中央図書館</td> <td>山陽小野田市栄町9番13号</td> </tr> <tr> <td>山陽小野田市立厚狭図書館</td> <td><u>山陽小野田市大字鴨庄94番地</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略)</p>	名称	位置	山陽小野田市立中央図書館	山陽小野田市栄町9番13号	山陽小野田市立厚狭図書館	<u>山陽小野田市大字鴨庄94番地</u>	<p>(名称、位置)</p> <p>第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1167 497 2033 778"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山陽小野田市立中央図書館</td> <td>山陽小野田市栄町9番13号</td> </tr> <tr> <td>山陽小野田市立厚狭図書館</td> <td><u>山陽小野田市大字鴨庄109番地</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略)</p>	名称	位置	山陽小野田市立中央図書館	山陽小野田市栄町9番13号	山陽小野田市立厚狭図書館	<u>山陽小野田市大字鴨庄109番地</u>
名称	位置												
山陽小野田市立中央図書館	山陽小野田市栄町9番13号												
山陽小野田市立厚狭図書館	<u>山陽小野田市大字鴨庄94番地</u>												
名称	位置												
山陽小野田市立中央図書館	山陽小野田市栄町9番13号												
山陽小野田市立厚狭図書館	<u>山陽小野田市大字鴨庄109番地</u>												

山陽小野田市公民館条例新旧対照表（附則第4項関係）

改正後			改正前		
(名称及び位置)			(名称及び位置)		
第2条 公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。			第2条 公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。		
名称	位置		名称	位置	
(略)	(略)		(略)	(略)	
山陽小野田市厚狭公民館	山陽小野田市大字鴨庄94番地		山陽小野田市厚狭公民館	山陽小野田市大字厚狭26番地の1	
(略)	(略)		(略)	(略)	
別表（第8条関係）			別表（第8条関係）		
種類	区分	使用料（1時間当たり）	種類	区分	使用料（1時間当たり）
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
厚狭公民館	山陽小野田市厚狭地区複合施設条例（平成27年山陽小野田市条例第 号）で定める額		厚狭公民館	区分	使用料（1時間当たり）
(略)	(略)	(略)	大講堂		300円
			第1会議室		170円
			第2会議室		170円
			調理実習室		310円
			和室（大）		240円

和室（東）			80円
和室（西）			80円
冷暖房を使用した場合は、次の使用料を加算して徴収する。			
区分	使用料（1時間当たり）		
	冷房	暖房	
大講堂	640円	480円	
第1会議室	160円	100円	
第2会議室	160円	100円	
調理実習室	270円	160円	
和室（大）	270円	160円	
和室（東）	160円	100円	
和室（西）	160円	100円	
器具を使用した場合は、次の使用料を加算して徴収する。			
区分	品名	単位	金額
			(1回につき)
設備器具	卓球台	1台	100円
	ピアノ	1台	2,160円
(略)	(略)	(略)	